

平成25年3月22日

郡上市長 日 置 敏 明 様

郡上市森林づくり推進会議
委員長 原 島 幹 典

提 言 書

平成24年度に開催されました郡上市森林づくり推進会議において、郡上市の森林保全及び活力ある地域経済の持続的な発展のために下記事項について検討しましたので、提言書として提出いたします。

記

1. 森林施業における「皆伐施業ガイドライン」の策定について
2. 郡上市森林素材生産協議会(仮称)等の団体の設立について
3. 『緑の水と風の基金(仮称)』制度の創設と、制度を活用した再造林について
4. 森林管理におけるニホンジカ被害の対策について
5. 郡上市の森林配置(ゾーニング)の基本的な考え方について

* 郡上市皆伐施業ガイドラインおよび同パンフレット(添付)

以上

提 言 書

事 項	1. 森林施業における「皆伐施業ガイドライン」の策定について
-----	--------------------------------

提 言 内 容
近年、市内において規模の大きい皆伐による伐採が増加する傾向が見られます。皆伐は、木材資源を効率的に生産するための有効な施業ではありますが、自然環境へのインパクトが大きく、無秩序に行われると、保水力の低下、景観の悪化、土砂災害の誘発等、森林の持つ公益的機能への悪影響が危惧されます。また、森林所有者の高齢化や不在村化、継承者への負担感、さらには材価の安値状況による森林施業意欲の減退等により、伐採後に管理放棄される例も見られます。 森林法の改正により森林経営計画制度が導入され、集約化施業により計画的な森林管理が進められつつある一方で、施業条件の悪い森林は、経営計画制度に乗りにくく（補助制度が適用されにくく）、主伐後は管理放棄地となる可能性が高まっています。 また先般、郡上市と日本有数の木材需用者との企業進出協定が締結されました。郡上市からは相当量の木材供給が見込まれ、林業関係者を中心に林産業の活性化が期待されているところですが、これにより、今後皆伐による伐採活動が増加すると思われる。 森林法では、再造林等による伐採後の更新施業は、森林所有者の責務とされていますが、先に述べたような理由により、現実的には費用のかかる再造林等の更新施業は選ばれにくくなるものと推察します。これは、郡上市の木材生産が持続性を失う危険を孕んでおり、郡上市としても森林の利用と管理の放棄を結果的に容認することになりかねません。今後、行政は、違法伐採に対する監視体制の強化を図るとともに、皆伐を行う伐採届が提出された際には、環境への配慮や更新計画について、今まで以上に厳格・適切な指導を行う必要があります。九州の例のように、無秩序な大面積皆伐跡地の管理放棄問題について、地域の所有者や伐採事業者がその社会的倫理を指摘されることもありました。 <u>郡上市におきましては、行政の指導方針を明確にするために、そして所有者、伐採事業者等関係者に対する認識の共有、社会倫理の向上、問題解決に向けた信頼しあえる関係づくりを進めるためにも、「皆伐施業のガイドライン」の策定を提言いたします。</u>

提 言 書

事 項	2. 郡上市森林素材生産協議会(仮称)等の団体の設立について
-----	--------------------------------

提 言 内 容
木材生産は近年、高密度路網、高性能林業機械等の導入により、従来と比べて安全で生産性の高い作業システムへ大きく変化しています。一方、材価の安値状態や森林所有者の意欲低下等の要因から、一部には粗雑な路網開設や地形・地質を考慮しない土地の形状変更により、森林や河川の環境を破壊している例が見受けられます。 これからの伐採事業については、木材生産だけではなく、環境面での配慮が強く求められるべきと考えます。 先に提言した『皆伐施業ガイドライン』が策定されると、市の指導方針が定まり、所有者、事業者の社会的責任が明確化されることが期待されます。そこで、行政にはその内容を理解してもらう責務が高まりますが、それだけでは一方的な関係に留まってしまうため、市内の伐採事業者自らが主体となった素材生産協議会等の団体を設立して、郡上市における素材生産事業を自らが守っていくという取組みが必要ではないかと考えます。 これらの団体の取組みに期待されることとして、所有者との明確な伐採契約の締結と事前の伐採届の提出の徹底、コンプライアンスを重視した伐採や更新施業等、透明性のある事業手法により、無秩序な伐採の抑制や山地災害の防止、河川環境保護、木材の循環利用のほか、森林所有者の心理的支援にも繋がります。さらには、団体に加盟する市内の林業事業体における業務連携、生産調整により、木材の大口需用者に対して、地域素材の供給をまとめ、信頼出来る地域材供給者としてその立場を示すと同時に、伐採後の造林事業への企業支援を提案することも期待されます。 このことは、現在の原木取引価格は持続的木材生産が困難なレベルであることを認識し、その問題を森林所有者と行政だけに負わせるのではなく、製材業、伐採搬出業者として木材の持続的生産活動にどう関わるべきかを考え行動に示す良い機会になるとともに、参入が予想される市外業者との差別化につながるものと考えます。 <u>今後の郡上市の森林・林業の発展の見地から、地域の森林整備に大きく寄与するものと思われしますので、自主規範をもった郡上市独自の素材生産協議会（仮称）等の団体の設立に向けた、官民協働の働きかけを提言いたします。</u>

提 言 書

事 項	3.『緑の水と風の基金(仮称)』制度の創設と、制度を活用した 再造林について
-----	---

提 言 内 容
郡上の先人達は森林伐採後の再造林により、木材資源の持続性を保ってきました。しかし近年では主に経済的な理由から、『伐っても植えない』例が増加しています。こうした傾向は全国各地域でも多く見られ、憂慮すべき問題となっています。 一方これらの状況に対し、先進的な取り組みも報告されています。 広島県では、伐採業者と木材会社が『森林再生協議会』を発足し、人工林の再造林のための費用助成を行なっています。また、宮崎県でも、伐採搬出事業者組織によるガイドライン作りや再造林支援活動が始まっています。 郡上市でも、今後木材需要の拡大に伴い、皆伐施業地の増加が予想されますが、伐採後の適切な更新施業等により森林が確実に再生されるためには、既存の造林補助制度では補完しきれない場合もあるため、大口の木材需要者が主体となった再造林費用の助成等を行う基金制度の創設が必要と考えます。基金制度の創設にあたっては、負担者間の公平性を担保すること、基金運営の仕組みを簡素化すること、基金運営の透明性を確保することが重要と考えます。 そこで、<u>今後予想される木材の大口需要者と地域の素材生産事業者に対し、地域材の取り扱いに関する協議の中で、郡上市から以下の提案を行っていただきたいと考えます。</u> ① 郡上市内から納入される木材（たとえば、郡上市森林素材生産協議会（仮）の認定を受けて納入される木材）については、一定額（例：100円／立米）を人工林の再造林活動を支援する基金として積み立てる。 ② 基金は、郡上市の森林再生の助成金として、主たる大口木材需要者が『郡上市への林業再生基金』という形で還元する。 ③ 『環境面への十分な配慮』や『森林資源の計画的な循環』を理念としている大口木材需要者は郡上市内からの伐採納入事業に対し、郡上市が策定した「皆伐施業ガイドライン」を遵守することをその納入条件とする。 これにより、大口木材需要者CSR活動としてインセンティブを得られ、市内の木材納入事業者は、同業の市外業者との差別化が図られること。そして、この仕組みにより、郡上市では「森林を守り、育て、利用する」という循環型林産業の姿をわかりやすく示すことができると考え、提言します。

提 言 書

事 項	4. 森林管理におけるニホンジカ被害の対策について
-----	---------------------------

提 言 内 容
県内のニホンジカ（以下、「シカ」と言う。）は、岐阜県特定鳥獣保護管理計画制度により、その個体数調査と共に適正な管理計画が立てられています。しかしながら、平成23年度に実施された調査の結果、郡上市内のシカ推定生息数は12,992頭であったのに対して、捕獲数は1,370頭にとどまり、十分な個体数調整が行われているとは言えない現状です。 シカによる被害は、農業、林業にとどまらず、車との衝突事故等、市民生活にも危険を及ぼしています。林業分野においては、丹精込めて育てた立木の皮むき被害や、再造林後の植栽苗の食害により、森林所有者の経営管理意欲の減退を招き、結果として伐採後造林放棄地増加の大きな要因ともなっています。 シカによる被害は、農業分野に関しては被害額が集計報告されているのに対して、林業被害に関しては、被害調査が困難であること等により正確な数字が把握できていません。しかしながら、林業関係者からは、『新植した幼樹は針葉樹・広葉樹を問わず全てシカに食べられた。』、『シカ対策用のネットやグラスファイバーのポールも効果がない。』、『シカの分布域は南部から北部地域へも広がりつつある。』、『シカの食害が長く続くと、皆伐地が裸地化し、表土が流出してしまう。』、『萌芽、実生とも食べられてしまうので、天然更新が不可能になる』などの声が寄せられています。 現在、郡上市では有害鳥獣捕獲奨励金事業、有害鳥獣対策地域力支援事業、郡上市鳥獣被害防止対策協議会、郡上やまと獣肉利活用推進協議会などの諸制度・組織を通じて、シカ被害対策を実施し効果をあげています。 また、有害捕獲隊に入会する要件を緩和したことで捕獲隊員数は増加傾向にあるものの、隊員の平均年齢は約60歳で、このまま推移すれば10年後には高齢化により活動が困難となるため、現捕獲隊における個体数調整の強化と併せて、将来を見据えた捕獲隊の若手育成と支援体制を早急に検討する必要があります。 <u>現段階では個体数調整が最も有効と考えられますので、森林環境税等を活用したさらなる捕獲支援体制の充実を進めると共に、林業被害の状況把握に努め、平成24年度に開設された岐阜大学鳥獣対策研究部門との情報交流、協力連携を含め、シカ被害対策として、捕獲人材育成・捕獲活動支援を二つの柱として強力に進めていただくよう提言いたします。</u>

提 言 書

事 項	5. 郡上市の森林配置（ゾーニング）の基本的な考え方について
提 言 内 容	
平成23年4月の森林法改正にともない、森林計画制度の大幅な見直しがなされ、市町村森林整備計画においても、新たな区分による森林配置（ゾーニング）を行うこととなりました。しかし、ゾーニング設定に対する情報不足や、設定には森林所有者への十分な説明と理解を得る必要性もあることから、個々の森林に対して実効性のあるゾーニングを行うには、郡上市としての明確な方針が必要であると考えます。そこで、当委員会では原点に立ち返り、所有者又は市民が『森林に期待する機能』を重視しつつ、『現状の森林が持つ機能』の上に、新たなゾーニング区分をあてはめていく際の『物差し』となる基本的な考え方をここに提言いたします。	
● 「水源涵養機能維持増進森林」 地域の水利用文化や長良川の源流域としての役割から、時代を超えて広く求められる機能である。市内全域の森林が対象となりうるが、保安林制度、また『岐阜県水源地域保全条例』とも整合する理念であることから、公益性の高い上流水源域の森林を優先的に対象とする。	
● 「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」 森林法（保安林）、砂防法、土砂災害防止法等により、住民の生命財産を守るために指定された地域を対象とする。	
● 「快適環境形成機能維持増進森林」 集落周辺の生活に密接に関わる森林や国・県道沿いの重要な森林を対象とする。	
● 「保健・文化機能維持増進森林」 観光地、自然景観を有する森林、史跡・名勝等と一体となった森林を対象とする。郡上市は自然環境と文化、歴史による観光の街である点から景観機能に重点を置く必要がある。特に郡上八幡北町地区等、観光地周辺森林が対象となる。	
● 「木材生産機能維持増進森林」 森林経営計画が認定・立案されている森林、また、将来的に木材生産が期待される森林を対象とする。	
<u>以上が郡上市のゾーニングにおける基本的考え方であるが、郡上市の地域特性から特に「水源涵養機能」と「景観機能」に重点を置くことが望ましい。</u>	
設定に関しては、施業要件や補助金利用の制約等が想定されるため、森林所有者や林業事業体の森林管理事業に支障が生じないよう十分配慮するとともに、一度設定したゾーニングでも必要に応じて変更が可能になるよう柔軟性を持たせた運用をしていただきたい。	

郡上市長 日置 敏明 様

提 言 書

平成 27 年 3 月 27 日

郡上市森林づくり推進会議

平成26年度に開催されました郡上市森林づくり推進会議において、郡上市の森林保全及び活力ある地域経済の持続的な発展のために下記事項について検討しましたので、提言書として提出いたします。

記

1. 郡上市のゾーニング（森林区域の設定）の進め方について
2. 木質バイオマス利用促進について
3. 森林におけるニホンジカの捕獲体制の確立について

郡上市森林づくり推進会議

委員長 原 島 幹 典

提 言 書

事 項

郡上市のゾーニング（森林区域の設定）の進め方について

提 言 内 容

現在、郡上市における森林経営計画策定実績は 14,961ha にとどまっています。この主な原因は、中小規模の森林所有者が経営計画の面積要件を満たすためには、共同策定者や隣接者との合意形成が必要であり、そのことに多大な手間、暇がかかるためだと思われます。今後、大型製材工場の稼働による建築用材や、近隣バイオマス発電事業等からのチップ用材需要が高まることが予測される中、それに対応するために、素材生産活動の組織化や流通における競争と安定のバランス確保、伐採後の更新施業の確実な実施等が求められるところですが、現在の状況では、森林経営計画制度を前提とした市の林業政策を講ずることに支障が生じ、木材需要の急激な変化に行政、民間ともに的確な対応ができなくなる恐れがあります。

この度、森林経営計画制度の見直しにより「区域計画」が創設され、面積要件が大幅に緩和されました。これにより経営計画が策定しやすくなることから、市においては、郡上市森林整備計画に新たに「区域計画」を定め、区域ごとに「木材生産林の仮の森林区域」を作成し、それを基に、森林経営計画未策定森林の所有者に対し、森林経営計画制度策定のメリットやゾーニングの意味、施業上の注意点等について、丁寧に説明・提案をすることで、森林経営計画策定を短期間に促進する必要があると考え、次の提案をいたします。

1. 区域計画に指定された森林については、県および郡上市の指導の下、市内の林業事業体に属する「森林施業プランナー」等専門的な技術、知識、倫理を有する者からなるワーキング組織を設置し、計画する木材生産量とそれに必要な施業、また収益予測等について十分検討したうえで、当該区域の森林経営計画案を市に提案する。なお、ワーキング組織は郡上市が設置し、必要な支援を行う。

2. 提案された森林経営計画案に対し、合意を得られた森林に対しては、伐採方法やその後の更新施業について、市は、郡上市森林づくり推進会議（森林管理委員会）の意見を聞き、県と協議したうえで、最終的な木材生産の森林区域を決定する。また、社会状況の変化等による変更や見直しについても、森林管理委員会の意見を聞き、県と協議して対応する。

3. 木材生産の森林区域を検討、説明する際、同エリアに内在する、里山林の扱い、（獣害対策としての干渉帯導入や、生活道路沿いの立木の倒木対策、あるいは観光地の景観を意識した管理）なども十分考慮すること。

提 言 書

事 項	木質バイオマスの利用促進について
-----	------------------

提 言 内 容

木質バイオマスの利用促進は、地域の木材資源を地域内で消費する循環システムの構築と、それに伴う森林整備の促進に寄与するばかりでなく、二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化防止にもなるため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーとして、近年特に注目を集めております。

郡上市には伐期を迎えた森林が多く、豊富な森林資源を有していますが、近年の情勢として、市内の大型製材工場の稼働や、近隣におけるバイオマス発電所の建設など、原木の需給バランスが大きく変わろうとするなかで、地域の森林資源を、それらの需要先に対して安定的に供給するための生産、流通に関わる体制づくりと同時に、木質バイオマスエネルギーの地産地消システム構築の検証、実現に努め、将来的には、エネルギー自給型の地域づくりを目指すことが必要と考え、次の提言をします。

1. 木質燃料ストーブの普及

木質燃料ストーブについては平成23年度から助成制度ができ、平成25年度からは農業用施設への設置も助成対象となりました。こうした石油燃料から木質燃料への転換により、個人や企業が二酸化炭素排出削減や、地域資源の有効活用などに直接貢献できることを認識してもらうため、引き続き普及促進、啓発活動を継続すること。

2. 木質バイオマスボイラーの市内公共施設への導入促進

地域内森林資源の有効活用のため、木質バイオマスボイラーなど大口の需要先を地域内に創出する必要がある。平成25年度に実施した「木質バイオマスエネルギー循環システム構築報告書」をもとに、平成26年度に実施した明宝温泉湯星館への木質バイオマスボイラー導入事業について、今後、継続的な検証を重ね、他の市内公共施設などへの導入を率先して進めていくこと。

3. 木質燃料供給の仕組みづくり

木質バイオマスの活用においては、燃料供給の仕組みづくりが重要です。明宝温泉湯星館では、地域の住民団体が、木質ボイラーへの薪の供給に対して積極的に取り組んでいますが、今後も、地域住民が主体となった薪の生産、供給に取り組む団体などの立ち上げと、活動継続への支援、助成等の継続、充実を図ること。

また、薪ストーブユーザー向けに、民間事業者と連携した薪の宅配サービスなど、利便性のある供給体制づくりを検討すること。

提 言 書

事 項	森林におけるニホンジカの捕獲体制の確立について
-----	-------------------------

提 言 内 容

近年、岐阜県内の森林及びその周辺地域においては、ニホンジカの個体数増加が著しく、地域によっては民家や国道付近にまで頻繁に現れ、農作物ばかりではなく、庭木の食害や交通事故也多発している状況です。

ニホンジカによる森林被害については、調査が困難のため、被害の実態が把握できていませんが、成木の樹皮剥ぎなどが増えている他、新植した苗木の食害が特に激しく、人工林、天然林共に、伐採後の更新が危ぶまれる危機的状況にあります。

また、森林被害に関する正確な情報がなく、対策前後の効果測定 of 指標も明確でないため、有害駆除や個体数調整など、有効な対策がとれていません。また、新植林地に罠を設置した場合、猟師による見回りが困難であることや、林業者にとっては捕獲後の処理が困難であることから、有害駆除期（3月16日～11月14日）の捕獲も難航しています。

ニホンジカの個体数調整においては、今後、国をあげて取り組んでいく背景もあり、これらを円滑に行うための新しい体制作りが求められていることから、次の提案をいたします。

1. 野生動物による森林被害調査や適切な個体数管理を推進していくための「仮称：森林動物共生サポートセンター」（以下、サポートセンターという。）を設置し、鳥獣被害対策実施隊と森林所有者・林業事業者が協力し捕獲する体制をつくる。

サポートセンターの業務は以下のとおりとする。

（1）森林被害調査

ニホンジカ等の野生動物による森林の被害情報を収集、植生調査やカメラトラップ調査などにより、課題整理等を行う。

（2）有害獣駆除および個体数管理

林業施業地周辺や施業地までの往復路においてニホンジカを捕獲するために、森林所有者・林業事業者と鳥獣被害実施隊のつなぎ役として両者間の調整を行う。

実施隊と協力し、大型捕獲檻や誘引狙撃法など効果的な捕獲の検証を行う。

（3）人材育成

実施隊と協力し、狩猟免許を取得した森林所有者・林業事業者に対し、野生生物に対する知識・捕獲技術の向上のための講習会を開催する。

（4）資源活用

森林において捕獲し、適正処理した個体を獣肉加工処理施設に運搬し、積極的に利活用する。

2. サポートセンターの体制について

地域おこし協力隊等の支援制度を活用し、狩猟免許の資格および野生動物管理に関する専門知識と技術を有する者を採用することで、早期に任務を遂行できる実施体制を整備する。

